

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業 事業者公募  
 質疑回答書(世田谷区桜上水五丁目)

No.	公募要項 ページ等		質問事項	内容	回答内容
	頁	行			
1	2	14	2公募施設及び規模等 について	建物構造は木造としてもよろ しいか。	公募要項では建物構造の指定はありませ ん。 ただし、建築基準法上、建物の用途・規模 により耐火建築物又は準耐火建築物とす ることが求められる場合があります。 なお、本事業では当該都用地において、50 年間継続して障害福祉サービス事業所を運 営していただく必要がありますので、建物 の耐用年数等に十分ご留意の上提案して ください。
2	2	23	2(1)整備する事業及び 定員 について	整備する居室の面積(15平方 メートル以上)の算定は芯々寸 法によるものか、内法寸法によ るものか。 造り付けの収納を設ける場 合、その部分は居室面積(15平 方メートル以上)から除くの か、含めてもよいのか。	整備する居室の面積は、内法寸法により算 定し、造り付けの収納設備に要する面積を 除いて15平方メートル以上としてください。
3	2	28	2(2)利用対象 につい て (12(8)協力機関等 について)	「医療的ケアの対応につい ても考慮して下さい」とは、12(8) 協力機関等の「協力医療機関等 との連携体制等を具体的に提案 してください」と同じ内容と考 えてよろしいか。	「医療的ケアの対応について」は、12(8) 協力機関等だけでなく、12(2)サービス 内容や12(4)衛生管理、12(7)職員など の項目において、様式5に具体的に提案 してください。 「12(8)協力機関等」の項目では、応募 者が想定した利用者の個々の支援のた めに必要な、バックアップ施設との 連携体制や協力医療機関等との連 携体制等について具体的に提案 してください。
4	2	28	2(2)利用対象 につい て	施設内で医療的な処置をする 設備は必要か。必要だとすれ ば、どの程度の医療的処置また はケアを想定しているか。	公募要項では、医療的ケア・処置の 内容について規定していません。応募 者として利用者像と設備を想定して 提案してください(利用者像につ いては、次項の回答を参照くださ い。)
5	2	28	2(2)利用対象 につい て	具体的な利用者像を教える 欲しい(障害程度区分、障害の種 別(知的、身体、内部)など)。	公募要項では、「知的障害と身体障 害を重複する方など、重度の障害 者の受入れ」、「医療的ケアの 対応についても考慮」として います。応募者として、これら を考慮しながら、障害程度区 分4、5及び6を中心とした利 用者像を想定してください。
6	7	29	7(2)カ ライフライン について	ライフラインの敷設はどのよ うな経路が考えられているの か。北側道路に敷設されないの か。	ライフラインの敷設は、先行して工 事を行う保育施設運営事業者が 行い、障害者施設は、敷設され たライフラインを利用する予定 です。具体的な経路等については、 借受者として決定後、直ちに保 育施設運営事業者と協議してく ださい。
7	8	1	7(2)ケ 当該都用地の 北側道路 について	当該都用地の北側道路の道路 番号、幅員等の詳細を教える 欲しい。	当該都用地の北側道路は、東京 都都市整備局所管の都営住宅敷 地内通路(舗装私道)であり、道 路番号はありません。東京都 都市整備局による整備工事後の 幅員は6メートルです。

都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業 事業者公募  
 質疑回答書(世田谷区桜上水五丁目)

No.	公募要項 ページ等		質問事項	内容	回答内容
	頁	行			
8	8	27	7(3)ウ 事業所の利用者 について	世田谷区民の利用を原則としているが、入居者の募集方法はどうのようにして行われるのか。 入居者選考の権限は運営事業者、東京都または世田谷区のいずれにあるのか。	共同生活介護・共同生活援助事業では、世田谷区が施設開設を広く周知することにより利用者を募集し、運営事業者に対して推薦する候補者を選考します。その後運営事業者が候補者の状況や構成等を確認して利用者を決定します。 短期入所事業では、利用者の募集、選考及び決定とも運営事業者が行います。
9	14	14	13建築についての提案内容 について	短期入所事業について、併設型事業所を考えているが、同一階に共同生活介護・共同生活援助事業に利用する居室と、短期入所事業に利用する居室を設ける場合は、それぞれの居室の配置は、①明確な仕切り(間にスペースを設けるなど)で分離させたほうがよいのか、②並びあう居室として配置する方法でもよいのか、どちらを考えればよいのか。	②と考えてください。共同生活介護・共同生活援助事業に利用する居室と、短期入所事業に利用する居室との間に空間等を設けることは必須ではありません。 ただし、併設型事業所とした場合、短期入所事業については施設整備費補助金の対象にならないことにご留意ください。
10	14	17	13(1)ア(ア)設計に関する提案 について	「配置図、平面図、立面図等」となっているが、「等」の意味はこれ以上の図面の提示が必要という意味か。 図面表現は、自由と考えてよろしいか(カラー図面とするなど)。 大きさはA4提出とあるが、A3折り込みでA4サイズとしてもよろしいか。図面縮尺の定めはあるか。	借受申請書類の提出にあたり添付を要する図面は「配置図」「各階平面図」「立面図」のみです。ただし、応募者の提案において必要であれば、その他「断面図」や「機器図面」等の図面を任意で添付して頂いてかまいません。 図面表現は自由です。カラー・白黒の指定はありません。 図面の大きさは全てA4としてください。A3折り込みは不可です。適宜縮小拡大を行い、全てA4用紙で提出してください。縮小して文字が小さくて見えなくなるという場合には、複数ページに分割してください。
11	28		当該都用地の高低差について	当該都用地の高低差の実測値(傾斜があるかどうか)を教えてください。	高低差の実測値はありませんが、当該都用地はほぼ平坦地です。
			補足説明	世田谷区による運営費補助金の扱いについて	借受申請書類の作成に当たり、世田谷区による共同生活介護・共同生活援助事業及び短期入所事業に対する運営費補助金については、それぞれの補助金交付要綱の基準額をもとに補助金額を見込んでいただき、【様式4】資金収支(見込)計算書の「経常経費補助金収入」に年度ごとに計上してください。